

第 22 期第 9 回 静岡海区漁業調整委員会 議事録

令和 4 年 4 月 27 日

○伊藤事務局長 ただいまから、第22期第9回静岡海区漁業調整委員会を開催させていただきます。本日の会議は、議決権のある委員15名中8名以上の出席により、本委員会は成立していることを御報告させていただきます。また、田口委員はWeb会議の形で出席していただいております。なお、三浦委員は本日欠席となっております。

また、会場換気のため、窓を少し開けさせていただいておりますが、御理解、御協力願います。

なお、会議及び議事録については、漁業法の規定により、会議は公開、議事録はインターネット等で公表することになっております。ここで、事務局から会場の注意事項について、御説明いたします。

○市川技師 事務局の市川です。先ず、こちらの会議室についてですが、飲食可能となっております。適宜水分等補給していただいております。

続いて、Web会議についてですが、会場中央にありますマイクで集音しております。音を拾いやすくするために声は大きめかつゆっくりとお話願います。以上です。

○伊藤事務局長 本日は令和4年度に入りまして初めての委員会でございます。新型コロナウイルスの影響で、Web会議で御参加いただいております2名の委員につきまして、本日対面で御参加いただいたので紹介させていただきます。鈴木伸洋委員と眞鍋委員でございます。

また、新年度を迎えまして、一部職員に異動がございましたので、先に紹介をさせていただきます。

海区事務局では、私、伊藤が着任いたしました。2年ぶりに戻って参りました。よろしくお願いたします。

そして、水産資源課では資源管理班の松山班長が着任いたしました。

○松山班長 松山です。よろしくお願いたします。

○伊藤事務局長 では、ただ今から、議事に入らせていただきます。

また、本日は、委員会の終了後、「資源管理に関する研修会」を開催しますのでよろしくお願いたします。

それでは鈴木会長、よろしく願いいたします。

○鈴木会長

皆さん、本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

それでは議事に入ります前に、今回も漁業者委員の皆様から、最近の漁模様について、簡単で結構ですのでお聞かせ願えればと思います。

それでは私からですけれども、4月に入りまして、サザエなどが順調に水揚げされております。例年と違って今年は相場が1,200円から1,400円というような高値で推移しているので、少くらい波のあるときでも、若い仲間が一生懸命潜っています。キンメに関しては、一つの漁場を除いたところである程度の量がありますけれども、魚体がやや小さめだというのが少し気になります。私の方からは以上です。

○橋ヶ谷委員

サバ船ですが、今日水産経済新聞に載っていましたが、小川漁協におけるサバ船の水揚げ、1月から3月期まとめて、去年同時期が2,233トンだったのが、今年は1,259トン。金額にすると、昨年ここまで1億9,540万だったのが1億4,160万、という結果になっています。前回の海区が終わってから、3月は全く漁がなくて、あっちの漁場、こっちの漁場と調査していたのがほとんどで、3月一ヶ月分をみると、水揚げ金額が今年の5分の1しかなかったんですけども、サバを狙っている船はどこも似たようなもんです。ここへ来て4月にまた漁に出ていますけれども、すごく潮が不安定で、魚がいることは間違いないんですけども、漁獲にあまり反映しないような状態です。1日1日、漁獲にすごい波があって、良いときと悪いときが、極端なような状態です。もう少し潮の状況が安定してくれることを願います。以上です。

○日吉委員

伊豆の定置ですけれども、前回のこの委員会でもブリが入り始めたとお話ししたと思うんですけども、あれから続いてですね、大獲れというのはないんですけども、7トン、10トンというのが続いていて、それなりの漁になっています。

あと、いろいろな魚種で資源が減っている中で、キンメもそうでしたけれども芳しくない中で、1魚種だけだとリスクがそこだけに集中してしまっていますが、定置のように多様な魚種を獲っている

と、リスクヘッジできるので良いかなと思います。今日はサワラとヒラマサで2トンちょっとですかね、小田原に出荷しましたけれども。

先週、水産庁と日本定置のブリをTACで管理することについての、とても重要な会議がありました。ブリ資源は神戸チャートを見ると真っ赤なんですけれども、私たち現場から見ると、ブリだけはいるよなと思うところなんですけれども。定置漁業者から言ったのは、ワラサからブリは獲らせてくれよと。その代わり、ワカシから小さいのは定置漁業者にとってはお金になるもんじゃないし、網を改良するなどして小さいのが逃げやすいようにして、放流しようと、そう発言しました。以上です。

○高田委員

伊東ですが、キンメは先ほど会長が言われたように、ほとんど良い漁場ではないところで商売しております。昨日頃から風を期待して3時間4時間走ったところで昼間キンメを釣っている船もあります。沖の方はそのような感じですが、採介藻ですが、サザエがある程度水揚げがある状況ですが、アワビが不漁でサザエもいつ不漁になるかわからない状態で厳しいような状況です。以上です。

○西原委員

まず、シラス漁ですが、解禁から大獲れというのはいませんが、だらだらと獲れて、魚価が高いものですから、それに助けられている状態です。今になって、サバの小さいのですとか混ざり物が出てきて、魚体にも太い物が出てきたものですから、価格がちょっと下がりつつあります。キンメに関しては、金洲に関してはたいしたことないのですが、天竜沖は、なかなか操業に行く日がないのですが、行けば各船300キロ以上釣ってくるものですから、3トンから4トンくらいの水揚げとなっております。単価は高くなったり安くなったりありますが、安いときには、600円から1,300円くらいの間です。やはり関東で釣れると魚価が下がるものですから、なかなか難しいところです。

今年は春からなかなか出漁する天気がなくて、難しい状態です。小型定置関係については、4月の台風1号の余波を受けまして、2ヶ統ほど網が破網しまして、修理したくてもなかなか天気が良くないものですから、やっとこの頃修理したんですけれども。

今年は水温の上がりが遅かった割には、ここへ来て急激に上が

って、今日は急激に下の方だけ16℃台まで下がったりしてと水温変化が激しいものですから、まとまった量の水揚げはございません。他の定置でも、破網したり、網を抜いたりしている状態です。以上です。

○内山委員

浜名です。今、西原さんが言われたように、シラス漁はあまり量的には良くありません。ただ全国的に不漁なものですから、単価が良い物ですと、30キロ入りのボーラが4万円近くするときもございます。先ほど言われたように、太い物や混ざり物がございますと、1万円以下というようです。日よりも良くないので、1日、2日出てから、休んで、調整をしているような状態です。それから浜名湖ですが、ノリ、カキシーズンが終わりました。またシラスウナギですが、単価が良いものですからなんとか出漁しています。それから採貝ですが、採貝組合の方もいろいろ努力はしているんですが、現状は今まで通りあまり芳しくない状態です。以上です。

○金指委員

中型の旋網については、湾内でイワシが獲れておりまして、去年の今頃は、市場の方から、もう捌けないから休んでくれと言うような形でありましたが、今年はまだ捌けていて、値段も底から2、3円上がってきた状態です。漁場に行けば、3月時期よりも多少魚影が薄くなった感はありますが、この間も満船の時がございました。

○渡邊委員

浜名ですが、3月は一日だけ100キロ程度のサヨリが獲れまして、その時だけで後は全然サヨリはだめです。カツオのひき縄ですけれども、沖合10マイル15マイル出せば潮に乗るんですけれども、なぶらが見えても、全然食わない状態です。それと台風とかで日よりも揃わないこともあって、出ても一週間に1日とか良くて2日という感じで、出たとしても量が全然ないような状態ですから、今出漁している船が自分も入れて4、5杯。自分も坊主で2連敗で、ちょっと考えたくないような漁模様です。なぶらも見えても小さいかなという感じですね。三重県の方の浮き魚礁のパヤオの方まで行けば、釣れてるよという情報もあるんですけども、たしか入漁規制があつて行けないんですけれども。潮自体は近いんですけども、魚自体は少ないし、全く食わなくて3月、4月の二月、ちょっとひどいような状態です。以上です。

○安間委員

会長、すみません、簡単に少しよろしいですか。遠州灘のナガラミですが、現場の声を聞いているものですから、簡単に説明させていただきます。天候の加減もあって今のところ昨年並みですが、貝自体は去年に比べて大きくなっていて、今年期待が持てそうだという現場の声がありましたので報告させていただきます。以上です。

○鈴木会長

はい、ありがとうございます。

それでは、本日の議事録署名人を、日吉委員と李委員にお願いして議事に入ります。

なお、最近の本委員会の審議時間が長時間化していること等を踏まえ、議事進行の方法を、一部変更させていただきます。

まず、1時間に1回程度、休憩時間を確保することとし、時間が来たら、その後の区切りの良いところで、10分程度、休憩とすることとします。

また、個々の議題のうち、報告事項を除く諮問事項や指示事項、協議事項については、事務局の担当者からの説明の後、事務局長が、その議題に関して特に本委員会で御議論いただく必要が高い事項を説明することとします。

その上で、委員の中で漁業者委員、学識・中立委員双方の意見を十分に聞く観点から、まずは漁業者委員側、その後に学識・中立委員側とするなど、それぞれから意見を述べていただく機会を設けることとします。ウェブで参加されている委員についても、現場で参加されている委員と同じく、そのタイミングで御発言いただくようにお願いします。

委員の皆様におかれましては、円滑な議事進行に協力いただきたいことをお願いして議事に入りたいと思います。

それでは最初に、指示事項のア 石廊沖海域におけるいか一本釣漁業とまき網漁業の操業について、事務局から説明をお願いします。

○松山班長

それでは、石廊沖海域におけるいか一本釣漁業とまき網漁業の操業の指示について説明させていただきます。座って説明させていただきます。

こちら、例年指示を発令している案件となります。

資料1の1ページを御覧ください。

まず、委員会指示とした経緯について、御説明いたします。

昭和44年頃、岳南地域の製紙会社の汚水に起因する駿河湾漁場の汚染が拡大したことで、まき網漁業は操業の危機に直面し、この危機を乗り越えるため、石廊沖漁場への依存度が高くなりました。

一方で、一本釣漁業者も石廊沖を主漁場としてイカの漁獲が順調で、イカを主たる漁獲対象とした漁船数も増加傾向にありました。

このような状況の中、石廊沖でサバを対象とするまき網漁業と、同じ漁場を主漁場とする賀茂郡下一円のいか一本釣漁業との漁場が競合し、紛争が発生いたしました。

この紛争には、当時の漁業調整委員会や県が仲介に入りまして、調整を図ったことにより、昭和49年に石廊沖漁場調整協議会が設置され、この協議会の場において石廊沖漁場におけるいか一本釣漁業とまき網漁業の操業について、許可対象でない魚介類を漁獲してしまった場合の取扱いなどを定めた、石廊沖協定が締結されました。

この協定の実効を期するため、昭和50年以降、要望書に基づく委員会指示を、毎年発令しました。

その後、平成21年にいか一本釣漁業を含む県下一円の一本釣漁業者の組織として静岡県沿岸一本釣漁業者協会が設立され、平成26年3月に県沿岸一本釣漁業者とまき網漁業者との間で、石廊沖漁場を含む県下全海域を対象とした協定が締結されるに至りましたが、石廊沖漁場におけるまき網の操業については、要望書に基づく委員会指示の発令が継続され、本年も従前と同様の6月から9月におけるまき網の操業日を主体とする指示を求める要望書が、両者の連名で静岡海区漁業調整委員長あてに提出されました。

要望書に関しましては、3ページ、参考として昨年発令した委員会指示の内容を4ページに添付してございます。

また、石廊沖漁場の区域につきましては、5ページに示しました。図の中で斜線で網掛けした部分で、南伊豆町石廊崎灯台正南の線と同町妻良(めら)の旭山(あさひやま)の山頂正南の線の間の海域となります。

それでは、2ページを御覧ください。

今回の委員会指示案について示してございます。

1の(1)から(3)までが、まき網が操業可能な日、(4)及び(5)

が操業する場合の条件、2に、いか一本釣りが操業する場合の条件、3に漁獲成績報告書の提出について指示する内容となっております。

委員会指示に係る漁業法第120条第1項の条文は、6ページを御参照ください。

2ページに戻りまして、下線部分が今回の指示の変更点となります。

変更点は年次のほか、御覧のように操業日につきまして、1の(1)から(3)まで、下線のとおり操業可能な日を変更するものでございます。8月と9月について、操業日数は変わりませんが、昨年まで8月に6夜、9月に3夜としていたものを、8月及び9月に9夜と変更しております。

今後の取扱いにつきましては、変更点以外前年の委員会指示と同様の内容で、有効期間を令和4年6月1日から令和4年9月30日までとする2ページの内容を指示してよろしいか、御審議をお願いいたします。

なお、了承された場合には、指示案のとおり県公報にて公示いたします。軽微な修正につきましては、事務局に一任いただければと存じます。

説明は、以上でございます。御審議よろしくをお願いいたします。

○伊藤事務局長

ただいま、担当から説明がございましたが、皆様には、操業日の変更以外、前年と同様の内容で指示してよろしいか、御審議いただきたいと存じます。

○鈴木会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて漁業者委員と学識・中立委員の双方から御意見、御質問を伺いたいと思います。では、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

○金指委員

昨年、8月は6夜あったんですが、結局6夜消化できずに、台風の影響もありまして、行きたかったけれども行けなかったんですけども、今年、8月、9月の2ヶ月の中で9日として、総日数は変わらないんですけども、この時期は台風などで限られた出漁になってしまうんで、そうしていただけないかという提案を旋網の方からしたところ、一本釣りさんの方でも承諾してくれたという経

緯でこういう形になっています。

- 鈴木会長 このことに関して補足ですけれども、昨日、静岡県的一本釣り漁業者協会の会長と会いまして、この石廊崎沖の件について話をしましたけれども、このことに関しては一切異存はない、ということでした。
それでは、学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。
- 眞鍋委員 すみません、わからないことがあるので教えてもらいたいんですが、この時期以外は、石廊崎沖以外の操業可能な場所でやっていたということでしょうか。
- 金指委員 そうですね。石廊崎海域で操業したいという日はその旨を伝えて、その日に石廊崎海域に向けて出航して、それ以外の時は他の漁場で操業する。
- 眞鍋委員 石廊崎海域に行くのが良いというのはどんな点ですか。
- 金指委員 それはやはり他の海域に比べてサバの漁獲が多いという点です。
- 眞鍋委員 わかりました、ありがとうございます。
- 鈴木会長 他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。
特に意見もないようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。
- 各委員 異議なし。
- 鈴木会長 それでは、指示事項のア 石廊沖海域におけるいか一本釣り漁業とまき網漁業の操業について、原案のとおり了承します。
続きまして、指示事項のイ 点火いさり漁法による水産動植物の採捕について、事務局から説明をお願いします。
- 池谷主幹 資料2を御覧ください。「点火いさり漁法による水産動植物の採

捕」に係る委員会指示について御説明致します。

本指示は、漁業者以外の者が光力を使用しながら「たも網」、「さで網」及び「やす」を使用する漁法により水産動植物を採捕することについて制限しているものですが、まず、本指示が発令された経緯等について説明いたします。

平成15年6月の漁業調整規則の一部改正により、従来制限してきた、遊漁者による光力を使用しながら「たも網」、「さで網」及び「やす」を使用する漁法（点火いさり漁法）を全面的に解除しました。

しかし、遊漁者の点火いさり漁法は、水産資源の保護培養及び漁業者の漁場利用に与える影響が大きいと判断されることから、漁業との調整を図るため、委員会指示に基づく海域や隻数を制限した承認制としています。具体的には遊漁船業者が遊漁者等を乗船させて行う場合や試験研究機関等が試験研究等の目的で行う場合など、水産資源の保護培養や漁業調整上の支障がないときに限り認めるという委員会指示を毎年更新しております。現行指示の有効期間は令和3年6月1日から令和4年5月31日までとなっております。

2ページを御覧ください。承認を受けて水産動植物を採捕することができる海域として、A海域とB海域を定めております。A海域は沼津市西浦江梨、井田両界から賀茂郡松崎町、西伊豆町界に至るまでの地先の共同漁業権漁場内、B海域は浜名湖です。

1ページにお戻りください。承認対象の漁ですが、A海域では「とびうおすくい」が、B海域では、「たも網」や「やす」等により「ガザミ（主にワタリガニ）、クルマエビ、魚類」などを対象とした「たきや漁」が行われております。

次に、写真の下の令和3年度の実績を御覧ください。海域ごとに承認隻数の枠を過去の実績を踏まえて設けており、A海域は30隻以内、B海域は70隻以内としております。

A海域では、承認隻数11隻、実施回数は延べ25回、B海域では、承認隻数67隻、実施回数は延べ739回になっております。地区ごとの内訳は資料の括弧書きのとおりです。参考までにその右側に令和元年度を記載しておりますが、これは新型コロナの影響に伴う観光客減少による休業前の状況を示しております。なお、令和2年度は令和3年度とほとんど同じ状況でした。

次に、今回の承認隻数の考え方について説明します。

A海域の承認隻数は、今年度の承認枠30隻に対して11隻となっておりますが、この指示を発令した平成15年当時から令和元年度まで承認枠は35隻に設定されておりました。徐々に承認隻数が減少し、令和元年度に17隻となり承認枠35隻の半分を切ったことから、令和2年度から承認枠を30隻に見直しております。

戸田、安良里、土肥の各漁協へ今後の実施について確認したところ、アフターコロナで遊漁者が戻ってくれば承認隻数が増える見込みもあるとのことなので、A海域の承認枠は、現状の30隻を維持し、今後の推移を見ていくこととしたいと思っております。

B海域の承認隻数は、今年度の承認枠70隻に対して67隻となっております。浜名漁協に同じく確認したところ、今後増加する見込みはなく現状の承認枠を要望するとのことでしたので、こちらも現状と同じく70隻としたいと思っております。

それでは指示事項の内容について説明いたします。1ページ下段の「Ⅱ 指示事項 今後の取扱いについて」を御覧ください。1点目として有効期間を令和4年6月1日から令和5年5月31日までとして指示を継続したいと考えております。2点目としまして、了承された場合は、3頁以降の告示案のとおり県公報にて公示したく存じます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い致します。

○伊藤事務局長 ただいま、担当から説明がございましたが、皆様には、現行の指示と同じ内容で指示を継続することについて、御審議いただきたいと存じます。

○鈴木会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

ないようですので、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

○鈴木伸洋委員 よろしいでしょうか。

○鈴木会長 はい、お願いします。

○鈴木伸洋委員 承認隻数という形については、今まで決められた範囲内なので良いと思います。実施回数については、コロナの影響とかそういうこともあって、回数が少なくなっています。これは、観光とかそういうものが大きな目的とそういう風に考えてよろしいですか。

○池谷主幹 はい。

○鈴木伸洋委員 それだから、コロナが収まれば増えてくるだろうということで、従来の枠を確保しているということですね。これ、特にB海域では実施回数が2千回と多い時もあったようですけれども、できれば、回数の他に概要として、トン数とか量とか、なかなか難しいんでしょうけれども、やはり少し把握しておいた方がよろしいのかもしれない。これは努力目標だと思います。承認隻数という形をとっていますけれども、回数については、限界を示していないわけですから、要望も多くなれば、回数も多くなる。回数も多くなれば、普通ならば獲る量も増えてくる。雑魚などの話なんだろうと思いますけれども、やはり希少なものが入る場合もありますので、やはりその内容とといいますか、そこら辺を今後はもう少し把握しつつ、許可をしてあげるといいう方が、資源的な点から良いのかなという意見を述べさせていただきますが、事務局の指示については、私は賛成をさせていただきます。ありがとうございました。

○眞鍋委員 すみません、少し教えてください。

たきや漁は、私もお邪魔させていただいたことがあります。トビウオすくいもやってみたいなどは思うんですけども、この2つに関しては漁業としてはやっていないということで、今でも観光でしかやっていないということですか。昔は漁をやっていたんですか。

○伊藤事務局長 たきや漁は、私が浜名湖にいたときは普通にやっていました。

○眞鍋委員 トビウオすくいはどうですか。それは漁業としてやっていたんでしょうか。

○内山委員 たきや漁はやっていますよ。漁業者は採貝組合と併用ですとか、

やはり併用しないと漁師はやっていけないものですから。観光だけでなく、専門の漁業者もやっている。ほとんどが雄踏地区が専門ですね。

○眞鍋委員 わかりました。それは今も漁業としてやってらっしゃるということですね。

○金指委員 トビウオに関しては、観光的なものが多いようです。商売にはちょっとならないので。前からやっていないと思います。

○眞鍋委員 わかりました。ありがとうございます。

○李委員 すみません、よろしいでしょうか。
まず、1つ聞きたいのは、たきや漁は割合的に漁と観光の割合というのはわかりますか。感覚的で良いので。

○内山委員 時期的には、春先からお盆過ぎ。やはり寒くなると観光がメインですので、年中というわけにはいかないんですけども、シーズンによってはたくさん来ていただいていると思います。

○李委員 実は去年、学生たちと行こうと思っていたんですけども、コロナで行けなくなって非常に残念でした。
私も鈴木先生の意見と同じです。回数については全く制限がないわけではないですけども、努力目標として量を把握しても良いのかなと思います。以上です。

○安間委員 内容について特別異議はございませんが、これまでの実施回数で今までで一番多い年がわかれば教えていただきたいと思いますが。

○池谷主幹 すみません、ちょっと今手元にないので、そこはお調べして、後日皆さんにお知らせしたいと思います。

○鈴木会長 はい、お願いします。
先ほど鈴木先生から、量的な話が出ましたけれども、たきや漁を漁業として営んでいけば、水揚げの種類はわかるわけだよね。

- 伊藤事務局長 当時、漁業別に分かれていたか記憶にないですね。
- 内山委員 魚種の区別はしていないと思います。
- 鈴木会長 わかりました。他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。
特に御意見等がないようでしたら、原案のとおり了承してよろしいでしょうか。
- 各委員 異議なし。
- 鈴木会長 ありがとうございます。それでは 指示事項のイ 点火いさり漁法による水産動植物の採捕について、原案のとおり了承します。
続きまして、指示事項のウ まき餌釣による水産動植物の採捕について、事務局から説明をお願いします。
- 池谷主幹 それではまき餌釣りによる水産動物の採捕について御説明いたします。資料3を御覧ください。
まず、経緯について説明いたします。本県では、平成15年6月以前は、漁業調整規則第46条の2により、遊漁者等がさお釣又は手釣りを行う場合、まき餌釣を禁止していましたが、遊漁の実態を踏まえて、平成15年6月に規則を改正し、まき餌釣の制限を全面的に解除しました。
しかし、遊漁者等が船舶を利用してまき餌釣を行う際に、大量の餌がまかれることにより、汚染や魚影の枯渇といった、漁業者が活用してきた漁場の荒廃を招くおそれがあるため、委員会指示により、1仕掛け当たりのまき餌の使用量をまき餌かごの数と大きさに制限することとしました。
具体的には、まき餌かごの数は、「1仕掛けにつき、1個に限る」とし、大きさは、「直径5センチメートル以下、長さ15センチメートル以下のものに限る」としております。
次に、「Ⅱ 指示事項 今後の取扱いについて」を御覧ください。現行の指示と同じ内容で指示を継続したく存じます。
了承された場合は、県公報にて公示します。
指示の案については、2ページを御覧ください。下線部の日付と

規則の条項が前回指示からの修正箇所となります。3ページ以下は関係する根拠法令の抜粋を添付いたしました。

説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

○伊藤事務局長 ただいま、担当から説明がございましたが、皆様には現行の指示と同じ内容で指示を継続することについて、御審議いただきたいと存じます。

○鈴木会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

○西原委員 一つ良いですか。コマセの量については、20年以上前は、船の横に15キロとか20キロ位ぶら下げて落としていたんです。規制ができてから、うちのところの遊漁船も守っているし、トラブルもないということですので、このままで良いかと思えます。

○鈴木会長 ありがとうございます。他に漁業者委員の方で御意見御質問ございますか。
無いようでしたら、学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

○鈴木伸洋委員 よろしいでしょうか。現場の実情が把握できないところもあるんですけども、これを一時期漁業調整規則の中で禁止した経緯は、海洋汚濁とかそういうことが理由だったと思いますが。現場としてはこう言うような形のまき餌のやり方で、問題が起こらないと言うことでよろしいのかどうかお聞きしたいのですが。

○西原委員 今、遊漁船の若いお客さんたちは、コマセじゃなくてジギングでやる方が大部分を占めていまして、コマセの消費量もずいぶん減っているのが現状です。コマセで揉めるのはプレジャー船ですね。これからは漁業者はプレジャー船に注意していただきたいと思えます。

○高田委員 今、この釣りかごの大きさですよ。昔、遊漁の人气が絶頂で、やはり神子元島周辺でワラサが釣れたときに、簡単に言うと漁業

者もかごが大きくて餌を沢山食べさせれば釣れるというということで、漁業者が一人で行って、コマセをまいても釣れないんですよ。コマセの量が違うから。それと神子元島はダイビングも盛んな所で、当時、上から雪が降ってくるようにコマセが降ってきたと言う話があるくらいで、そういうような状況もあって規制がかかったということもあると思うんですね。

当時の人間の心理としては、大きなかごを使って餌をいっぱい入れてまけばたくさん釣れる、という考え方だったんだけど、先ほど西原さんが言われたように、だんだんルアーというか、餌を使わない方法で、深海の魚も釣るというやり方が流行になってきている状況なので、これはこれで決めておかないと、これからまたそういうことが起きることも考えられるので、中身はこれで良いと思います。

○鈴木会長

今、高田委員から御意見出ましたけれども、神子元島ですね。ここ数年神子元島でワラサの遊漁というのが盛んでないからいいんですけども、また再度盛んになると、果たしてこのかごのサイズを守る遊漁者がいるかどうか。今後破られる可能性もあると思うんですけども、こういう決まりは決まりとして、その後の抜き打ち検査というか、そういうところまではやらないわけですよ。

○伊藤事務局長

取締りに回ったときには当然確認しますけれども。だからこれはかごの大きさを制限しているんですね、証拠がわかりますんで。巡視したときに見つけたら注意するという形になるかと思いません。

○鈴木会長

わかりました。他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○眞鍋委員

すみません。何故、最近ルアーに変わってきたんでしょうか。

○高田委員

餌に触りたくないからですかね。ルアーだと簡単にいろいろな魚が釣れるんですよ。船の方でも、コマセ釣りだと、やはりお客さん大量に釣りますよね。船頭もお客さんに釣ってもらうために努力するんですけども、ルアーだと船で一匹しか釣れなくて

も、あまり不平が出ないようなことを聞きます。何匹も釣らなくても、ルアーで釣ったという満足感。

○鈴木会長 ルアーだと、自分で持ってきたルアーの善し悪しが影響されるから、あまり文句は言えないわけですね。

○眞鍋委員 なるほど。ルアーの良さを競うようなそういう面もあるんですね。

○西原委員 遊漁船によってはスポンサーがつきますよ。ルアーを提供して、これ使ってみて、というように。いろいろな形で遊漁船もやっていますね。

遊漁船は主に、コマセ釣り、アジとかを使っての泳がせ釣り、それからこのルアー釣りと、その3種類ですね。コマセ釣りやる人とルアー釣りやる人を同じ船に乗せていくと、トラブルの元になるんで、船ごとに釣り方を限定してやっているようです。今日はルアー船で仕立てて行く、とか。

○眞鍋委員 わかりました。ありがとうございます。

○鈴木会長 それでは、御意見が出尽くしたようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員 異議なし。

○鈴木会長 ありがとうございました。それでは、指示事項のウ まき餌釣による水産動植物の採捕について、原案のとおり了承します。

続きまして、指示事項のエ 沿岸くろまぐろ漁業にかかるはえ縄漁業及びひき縄釣漁業の承認について、事務局から説明をお願いします。

○松浦主査 事務局の松浦です。指示事項のエ、資料4を御覧ください。こちらは新たな指示の制定にかかる協議となります。内容は、沿岸くろまぐろ漁業にかかるはえ縄漁業及びひき縄釣漁業の承認についてです。よろしく申し上げます。

まず1の経緯です。今回、委員会指示とする経緯についてですが、

県は現在、静岡県資源管理方針の「別紙1-5くろまぐろ（小型魚）」、「別紙1-6くろまぐろ（大型魚）」を制定し公表し、これに基づいて資源管理を行っています。

今後、本県の資源管理の有効性を高めるため、令和4管理年度、今年度中に、県方針の「別紙1-6くろまぐろ（大型魚）」の管理区分のうち、漁船漁業等について新しい管理区分を設定し、同じ漁船漁業でも、漁業種類別の管理を行うことを予定しています。

具体的なイメージを3ページに掲載しています。3ページを御覧ください。こちらにくろまぐろ（大型魚）の漁船漁業等の管理の概要をお示ししています。

管理区分の細分化については、(1)を御覧ください。こちらは令和3管理年度当初の大型魚の区分です。漁船漁業等と定置漁業のみ、になっています。その下の(2)を御覧ください。現在の区分と同様です。定置漁業は昨年度と変更ありませんが、漁船漁業等が、4月から10月までと11月から翌年3月までの2つの期間に分かれています。

これをさらに、下の(3)にあるように、定置漁業はそのままで、漁船漁業等の内訳を細かくしたいと考えています。具体的には、①から⑤としておりますが、①と②にはえ縄漁業を、③と④に曳き縄釣り漁業を、最後⑤にその他漁業として①から④に当てはまらないものとして分けたいと考えております。こういった区分分けをしたいと考えておりますが、課題もございまして、それを1ページの3に記載しております。1ページにお戻りください。3の課題です。

「はえ縄漁業」及び「ひき縄釣り漁業」は自由漁業として扱われています。これ故、国は広域漁業調整委員会による承認制度を設け、自由漁業であっても沿岸漁業者の誰が、どの船で、どれだけくろまぐろを採捕したかを把握できる体制をとっています。

ただし、本県が目指したい、はえ縄とひき縄釣りの分離は、太平洋広調委の承認だけでは明確に区別できません。県が考えている資源管理方針案で区分を分けると、そこには管理すべき数量が細かくできてしまいます。枠の管理には罰則規定が伴うため、この区分の境目を明確にする必要があります。

そこで、県方針「別紙1-6くろまぐろ（大型魚）」上でそれぞれの知事管理区分を明確に定義できるよう、あらかじめ静岡海区漁業調整委員会指示にて、くろまぐろ（大型魚）を採捕する操業者

をそれぞれ承認し、区別することとしたいと考えております。

この指示の考え方は資料2ページにお示ししております。まず、太平洋広域漁業調整委員会（以下、「広調委」といいます。）による承認の考え方が前提です。漁船漁業における沿岸くろまぐろの採捕には、広調委による承認制度が成り立っており、その承認を受けた者は大型魚、小型魚を問わずくろまぐろを採捕出来ます。

このため、今回、静岡海区の指示として協議する案件は、通常の指示における「〇〇を採捕してはならない、ただし以下の場合はこの限りではない」、といった表現は用いません。

次に漁法の選択に関する考え方です。今回の静岡海区による指示の目的は、“はえ縄漁業者”と“ひき縄釣漁業者”を区別することです。すなわち、登録制のようなイメージを持っていただけたらと存じます。なお、申請者は、くろまぐろを採捕する場合において、はえ縄漁業又はひき縄漁業のいずれか一つを選んで、委員会に申請するものとしますが、実情として、事前に関係漁業者の調整は済ませてございます。

最後に承認期間中の変更手続きです。住所変更、姓の変更、代船等に基づく変更及び広調委承認に基づく承継が行われた場合の者の変更を認めたいと思います。

それでは、指示の内容について御説明します。指示事項にありますように4ページ以降に指示案を掲載しています。今回の指示は初めて作るものなので有効期間をまず1年として、対応していきたいと思います。

4ページを御覧ください。通常であれば告示文のレイアウトでお示しますが、今回、新たな指示ですので、文字を大きくしてございます。

まず1の定義です。ここでくろまぐろはえ縄漁業と、くろまぐろひき縄釣漁業を定義しています。また、くろまぐろ大型魚、本県漁業者の定義も同時に行っています。

次の2では、広調委の承認を受けている本県漁業者のうち、くろまぐろはえ縄漁業とひき縄釣漁業によりくろまぐろを採捕する者はあらかじめ静岡海区漁業調整委員会の承認を受けなければならないことを規定しています。

3は承認証の交付、4は承認の要件です。ここの(2)で承認を受ける漁法は2つの漁法のいずれかであることを縛っています。5では承認を受けた者が遵守すべき事項を記載しています。6で取扱要

領について言及し、最後に7で指示の有効期間、こちらは令和4年9月1日から令和5年8月31日までの一年間を定めています。

それでは6ページを御覧ください。採捕承認事務の取扱要領です。第1では申請書に添付する書類を定めています。第2にあるとおり申請書の提出期限は9月30日。短期間ですが、ひき縄釣が始まる11月までには承認証の配布を済ませたいと思います。第3で承認証について、第4では承認証の書替えの、第5では承継の際のルールを定めています。最後の第7では承認書の返納について定めています。

7ページ以降は様式です。7ページに申請書を、8ページには2種類の承認証を、9ページには内容変更承認申請証を、10ページには承認証紛失時の再交付申請書を添付しています。最後、11ページ以降、今回の承認の基本となる広調委指示文を掲載しています。

指示案の内容は以上になります。本案が了承された場合は、別案のとおり県広報にて公示いたします。なお、軽微な変更があった場合は、修正を事務局に一任していただければと存じます。以上、よろしく申し上げます。

○伊藤事務局長 ただいま、担当から説明がございましたが、皆様には新たに設定する海区指示について、2ページの指示の考え方に基づき、御審議いただきたいと存じます。

○鈴木会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

○西原委員 はい。大変わかりやすくなると思います。2ページの、通常の指示における、〇〇を採捕してはならない、ただし以下の場合はこの限りではない。このような文書が多すぎてわかりづらかったですが、なるべく減らしてもらって、わかりやすくなって結構だと思えます。

○日吉委員 太平洋広調委のまぐろの申請は元々していましたが、900隻くらいあるんでしたっけ。今回、例えば、はえ縄で新規に参入したいと申請があった場合はどういう扱いになりますか。

○松浦主査 基本的に承継は認めますよ、という内容になっているんですけども、最初の申込期間9月30日までに入ったものはそれとして、それ以降1年間は増やさないという考え方でおります。もしどうしても変わるなら、中で承継をとということになります。

○鈴木会長 では、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

○鈴木会長 他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。
特に御意見等がないようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員 異議なし。

○鈴木会長 ありがとうございます。それでは、指示事項のエ 沿岸くろまぐろ漁業にかかるはえ縄漁業及びひき縄釣漁業の承認について、原案のとおり了承します。

ここで一旦、10分間の休憩を挟みたいと思います。再開は14時58分からです。

(休憩)

○鈴木会長 それでは議事を再開します。続きまして、報告事項のア 令和3管理年度の繰越し処理に伴う再配分後の 知事管理漁獲可能量の変更（くろまぐろ）について、事務局から説明をお願いします。

○松浦主査 事務局の松浦です。よろしくお願いします。
報告事項のア、令和3管理年度の繰越し処理に伴う再配分後の知事管理漁獲可能量の変更について（くろまぐろ）、について資料5に沿って御説明します。座って説明させていただきます。まず、Iの経緯です。

【資源管理の経緯】については、この場では割愛させていただきます。今回の【報告の経緯】です。繰越し処理にいたる経緯を以下、3点お示ししております。1点目、令和3年のWCPFC年次会合において、前年度と同様に令和3管理年度から令和4管理年度への残枠繰越しが、国全体として当初数量の17%まで、各県において

は10%まで繰越可能となりました。

次に本県含め、沿岸漁業における令和3管理年度の繰越数量が確定したことに伴い、先の繰越し可能量が確定し、令和4管理年度のくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の知事管理漁獲可能量の変更が必要となりました。

最後に本県の話です。今回、農林水産大臣通知により本県に配分された数量を、前回の海区委で諮問し答申を得た方法に基づき、それぞれの知事管理区分に配分いたします。

この配分方法を下に続けて記載しています。まず、大型魚、小型魚ともに、漁業種類別の割当量は、国が本県数量を定めるに当たり実績を採用した期間の実績比率で配分します。

次に、小型魚については、急な群の来遊に対応し、漁獲枠を効率的に利用できるよう、漁船漁業等及び定置漁業のいずれも4～7月の期間に追加配分します。

大型魚の割当量のうち、漁船漁業等に配分する数量については、（確実に漁船漁業等の持ち分として）一旦県の留保に組み入れた後、今後の県方針の変更に合わせ、改めて海区委で配分数量を諮問いたします。以上が今回報告する数量変更の元となる配分方法です。

1枚おめくりいただきまして2ページに令和3管理年度（R3.4～R4.3）における知事管理漁獲可能量の知事管理区分別の割当量及び実績をお示ししております。県全体の結果については、区分、小型魚の一番上、静岡県知事管理量は消化率60.2%で終了、残枠15.8トンとなりました。また、大型魚の知事管理量は消化率88.9%で残枠5.1トンとなりました。

いずれも、県全体の枠を越えることなく、かつ、繰越しに使える数量を残しての終了となりました。本日御出席いただいている漁業者委員の皆様には、漁協や定置協会といった団体の内部、外部との調整及び適切な資源管理のための採捕・放流に御協力いただき誠にありがとうございました。

それではⅡの報告事項です。ここから追加数量と配分結果の報告となります。（1）令和4管理年度における繰越等の配分量について、農林水産大臣から令和4年4月18日付けで都道府県別漁獲可能量の数量を変更する旨の数量照会があり、静岡県知事から異存ない旨回答いたしました。

資料の6ページを御覧ください。こちらが農林水産大臣から知事

宛に届いた数量照会で、この配分数字でよいか、というものです。これに対して資料7ページには、知事から大臣宛に小型魚及び大型魚ともに異存ない旨回答した際の文書を添付しています。

資料2ページにお戻りいただき、Ⅱの報告事項(1)の表を御覧ください。数量については、こちらにありますように30キログラム未満の小型魚が追加でプラス5.4トンとなり、合計35.2トン、30キログラム以上の大型魚は追加でプラス12.7トンで合計27.2トンとなりました。

内訳を(2)に記載しております。アの小型魚については4月1日時点の当初数量が29.8トン。これに自県繰越しの2.4トンと国が追加配分した3.0トンを足して35.2トンとなります。イの大型魚については、4月1日時点の当初数量が14.5トン、これに自県繰越しの1.1トンと、国が追加配分した11.6トン、こちらは過去の実績を考慮した配分と消化率8割を越えたメリット配分によるものですが、これらの合計で27.2トンとなっております。

この追加数量を、3月の海区で諮問した方法に沿って配分したものが4ページの表になります。横書きの表を御覧ください。表の左側に年度当初の数量を、右矢印の先、右側の表に今回の変更をお示ししております。

備考欄にそれぞれの知事管理区分における数量の内訳を記載しておりますが、配分の方法については先ほど御説明したとおりとなります。

続きまして5ページを御覧ください。4ページの表に記載した変更後の数量をもとに作成した告示案です。今回の数量変更については、漁業法上の数量変更の手續としては軽微な変更にあたりますので、大臣から数量変更の通知が来た時点で、今回報告した数量変更を実施いたします。この手續についてですが、対象となる変更通知が昨日届きました。本日この場での報告と同時並行の処理となりますが、現在、課内で決裁中でございます。

今回の数量変更について速やかに手續を行い、可及的速やかにそれぞれの漁業種類にあてて数量を配分したいと思います。以上になります。

○鈴木会長

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、このことについて御意見、御質問がありましたらお願いします。

- 日吉委員 大型魚の消化率メリットというお話がありましたが、漁船漁業も定置も頑張って消化率を上げたことによって、どのくらい配分があったかわかれば教えてください。
- 松浦主査 はい、本県に直接来た分は1.3トンですね。
- 日吉委員 わかりました。ありがとうございました。
- 鈴木会長 他に意見ございますか。特に御意見等がないようですので、このことについて、以上とします。
続きまして、報告事項のイ 漁業権免許の際の「適切かつ有効」の考え方について、事務局から説明をお願いします。
- 松浦主査 資料6を御覧ください。資源管理の状況等の報告について説明いたします。今回、これを報告します背景は、次回の海区委で、本県で免許している全ての漁業権について、漁業権者から報告が来ました、この結果について知事としてこう考えています、という意見を付したものを報告いたしますよ、という次回予告です。
よろしくをお願いします。
それでは、1の経緯と今後の対応です。漁業法が改正され、新たに1に記載の「資源管理の状況等の報告」制度ができました。
報告制度の内容ですが、法改正により、①漁業権者は資源管理の状況等について、知事に報告しなければならない、②知事は、一年に一回以上、漁業権者からの報告結果とそれに係る意見を付して、海区委に対し報告する、というものです。根拠法令の抜粋は最後の2ページに添付しておりますので後ほど御覧ください。
この報告制度がなぜ出来たのか、趣旨を下に記載しております。旧漁業法では、複数の者から漁業権の免許に係る申請があった場合には、あらかじめ定められた「優先順位」に基づき、従来から地元で漁業を行っていた者等に優先的に漁業権が与えられていました。例えば、定置漁業権においては、漁協自営が優先順位1位、さらに相互間では漁業経験者であるか、という点が重視されていたということです。
改正漁業法では、この「優先順位」が廃止されました。ただし、廃止されたから何でも良いかというところではなく、従来から漁

業権を有しており、これを適切かつ有効に活用している者を保護する必要性に配慮する形で漁業権を付与する制度となりました。

具体的には、一つの漁場計画につき複数の申請があった場合は、①満了する漁業権とおおむね等しい漁業権について、当該満了漁業権を有する者による申請がある場合であって、申請者が当該漁場を「適切かつ有効」に活用していると認められるときは当該申請者に免許します。逆に、②のとおり、もしも、漁業権者さんが申請してこないとか、適切かつ有効に漁場が使われていないなど、①に該当しないような場合には、地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる申請者に免許いたします。

このため、知事及び知事から漁業権免許について諮問を受ける海区委に、現在の漁業権者が「適切かつ有効」に漁場を活用しているかどうか、ということ把握する機会を与える趣旨で、報告制度が設けられた。この適切かつ有効、という言葉は、漁業権免許の際に何度も出てくる用語となりますので、2でその概念を御説明したいと思います。

2の「適切かつ有効」に活用とは・・・下の1ポツ目です。漁場を「適切かつ有効」に活用とは、漁場の環境に適合するように資源管理や養殖生産等を行い、将来にわたって持続的に漁業生産力を高めるように漁場を利用している状況をいいます。これは、漁業権に基づき適切に漁業を行っていけばクリアできる状況かと思いますが、「適切かつ有効」に漁場が活用されているか否かについては、以下の事情、破線で四角く囲った中の項目等を総合的に考慮することが適当と考えられるとされています。

例えば、①に生産実績、組合員行使者数とあります。これは漁業そのものをやっているかどうか、というポイントです。単に生産金額や行使者の数が多ければ良いか、勢力的に大きければ良いか、というとそれだけではなく、②の漁業権の行使状況、これは採捕のルールを守って漁獲しているか、とか資源管理に考慮しているか、という項目と理解していますが、そういった基準や、③の漁場の現況及び利用の状況については、漁場を汚染したり他者の漁業活動を妨げていないかなど、④は、単語を短くしてしまいわかりにくい表現となって申し訳なかったですが、漁業権の対象漁場だけでなく、周辺の漁場についての利用状況についても大丈夫か、トラブルは無いか、あっても漁業調整の努力をしているかという点、それから⑤の法令を遵守しているか、適格性を有して

いるか、といった点も含め、こういった項目について総合的に考慮することが適切と考えられる、とされています。

今回、ここで次回予告として報告しております「資源管理の状況等の報告」については、破線の四角内と言うと①や②にあたります。その具体的な報告項目を2ページの上、3 資源管理の状況等の報告期限及び報告内容としてお示ししております。本県の漁業権の種類には共同、区画、定置漁業権がありまして、それぞれの生産活動について、令和3年1月から12月までの状況をお示している報告期限までに知事あてに提出することとしています。報告内容は(1)から(6)の項目です。今、丁度、共同と区画漁業権の報告期限直前なので多くの漁協さんから報告をいただいているところです。

4の今後の予定ですが、定置から始まり、共同、区画の漁業権について、上記の報告結果を収集しております。こちらについて、報告結果及び報告にかかる知事の意見を付しまして、次回6月開催の海区委にて報告いたしますのでよろしくお願い致します。以上、次回予告の意味を持った報告でした。

なお、参考資料として、下の(参考1)には適切かつ有効の判断時に県が使うチェックシートの例、3ページの(参考2)には県内の漁業権の種類と免許状況、4ページには、令和5年の漁業権一斉切替時のスケジュール、最後、5ページ以降が水産庁資料の抜粋版、海面利用のガイドラインのうち漁業権免許に関する内容になります。以上で報告を終わります。

○鈴木会長

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、このことについて御意見、御質問がありましたらお願いします。

○鈴木伸洋委員

よろしいでしょうか。資料6の1ページの一番下、適切かつ有効に活用とは、という考え方というのは、点線で囲った部分の項目を勘案していくことだと思うのですが、ちょっとお聞きしたかったのが、漁業法改正の中にある資源の増大、これを漁業生産力の発展という言う言葉に変えているんだと思いますが、昔までは資源の増大という言葉をよく使っていたんですが、そのことと、漁業経営の発展とか健全、改善ということがあるんですが、そこら辺も実際は適切かつ有効に活用、ということに入ってくるんじ

やないのかなと思います。やはりそのための漁場計画をしっかりとしているかどうかというのも一つの基準になるので、点線にはやはりそういう趣旨のことも入れておかないと、ここにある点線にあることだけだと、変な話、旧漁業法の枠内で全て収まってしまって、漁業法改正の意味がないんですよね。そここのところをもう少し考えていただきたいなと思います。趣旨するところは、多分今までの漁業法では資源の増大に向いてないとか、あるいは漁業経営改善が全然行えてなかったとかというようなことがあったから、漁業法改正してきた大きな目的だと思うんですね。そういう方向につながるような漁業者に漁業権を優先的に与えたいというのが趣旨だと思うんですね。点線の部分だけだと、旧漁業法でも十分まかなえる話なので、もう少しそこら辺を配慮して説明していただければと個人的には思ってますが、私自身の考え方は間違いなのかどうかお聞きしたいんですがどうでしょうか。

○日吉委員 鈴木委員の考え方に大賛成です。おっしゃるとおりだと思います。

○鈴木伸洋委員 ありがとうございます。私はまだ不勉強なのですが、李先生はお詳しいです。李先生、いかがですか。

○李委員 私もそのことについてコメントさせてもらおうと思ったんですけども。事情を総合的に考慮する、となっていながらも、例えば文化伝統的に関する文言が一つも入ってなかったりというような、これだけだと、どちらかというとならべて数やグラフで表現できるもので判断するというようになるんですね。そういうものだけではなくて、漁業というものは数だけでは表現できないものがあると思いますので、ここは気をつけるべきかなと言うように思います。あとチェックシートですが、漁と共に生きている漁業者たちの運命が、このチェックシートによって決まるといことがあれば、怖いなと思ったんですけども。

これは、次回も含めてこれから議論していくことですね。印象として、適切かつ有効にもうそうですし、地域の水産業の発展に最も寄与するという言葉は、立派で素晴らしいものなのですが、この判断を、どのようにやっていくかによって、物事の結果が大分違ってくると思いますので。今、私たちの中で危惧しているの

が、修辞学ということですので、これに似たような感じなんですけれども、持続可能性であったりとか、きれいを謳っているのはよくわかるんですけれども。ブルーエコノミーという言葉が、最近日本でも浸透してきましたが、海洋の資源を生かして、海洋経済を起こそうというような、広い範囲での経済活動全部を含める概念なんですけれども、謳っている言葉は非常に素晴らしいのですが、その中では昔から沿岸を利用してきた漁業者とか漁業が、議論の中に全く含まれていないことが多々あったりするんですね。修辞学ということにも気をつけるべきだと言うことを、最近研究するようになってきているので、なんとなくそこと似ている部分があるのかなと思います。適切かつ有効、非常に美しいということはわかるんですけれども、その中身をちゃんと確かめていく必要があるのかなと感じました。

○松浦主査

鈴木伸洋委員、日吉委員、李委員、御意見いただきましてありがとうございます。表面だけの区切りにとらわれないように、また、この資料は改訂しながらこれからも使っていくことになると思います。修正をした改訂版を出しながら、皆様からいただいた御意見を反映させていただきたいと思います。

○鈴木伸洋委員

もう少し具体的に言うと、国としては1つの大きな枠で、言葉躍る形になってくると思います。それを今度は静岡県の漁業の実情に合わせて、静岡の特性としてはこういうものが入るべきだし、静岡県の漁場特性としてこういうことが重要だと言うことを踏まえて、静岡県らしい具体的なものを、少し事例としてあげていくという特性を持っていかないとですね、北海道から沖縄まで、全部一律同じ漁業をやるというわけではありませんし、静岡県なりのもが必要になってくるので、今後の課題だと思いますけれども、その辺は静岡県の漁業というものは何なのかということ、我々もう一度見直す機会なのかなと思いますし、漁師さん、それから漁業者委員の方の意見を尊重しながら、我々はそれに対して何らかの意見を言わなければならない立場である以上、静岡県らしいものを作り上げていくという努力と心構えを持っていないと、いけないと思うんですね。

○板橋局長

よろしいですか。まず前提として、3委員のおっしゃっているこ

とは、その通りだと思います。法律の中に適切かつ有効と書いてありまして、それ自体も抽象的な文言で美辞麗句のような部分もあると。それを具体化したとされる、ガイドラインにおいても、具体的に、どういう場合が適切かつ有効ということが、必ずしも、自動的に判断できるというものではなくて、恐らくそれは、個々の都道府県によって事情が違ふということがあるので、各県の判断に委ねられている部分もあるのかと思います。

そうすると、それを具体的に都道府県ごとの判断に落としていく必要があるというのが論理の趣旨なんですね。その時に、県としても考え方をしておく必要があるわけですが、同時に海区委員会の皆様にも、同じページに立っていただく必要があるのかなと思います。基準については、同じ理解に立った上で、個々の案件について、それにあたるかどうか、さらに判断をしていく必要があるということで、まず、適切かつ有効、静岡の場合どうなのかということについて、事務局の方で案のようなものを作って、それについて、この場で御議論いただくということが良い方法だと思いますが、いかがでしょうか。

○鈴木会長

今の局長の意見でよろしいでしょうか。とにかくこの問題というのは海区の漁業者委員、皆零細な漁業者の集まりだと思うんですね。漁業法が改正された今、一番大事な部分になってきているのではと思っております。

それでは次回に、その案を提出いただくということでよろしいでしょうか。

○田口委員

すみません、一言よろしいですか。

例えばですね、先ほど点線の中、生産実績という言葉がありますが、皆さんのお話を聞いていると、黒潮とか磯焼けなど海洋環境の問題で、なかなか数量や金額が伸びないということもあろうかと思えます。その場合の別の指標として、例えば青年部の人々が、勉強会をして漁場環境を把握しようとしているとか、あるいは漁協がデータをとって、次善の策を考えているといった定性情報を用いて、このような取組を漁業権の免許の際に十分くみ取るべきです。あるいはこのような取組をやっていない漁協さんがあったら、勧告の時に、こういうことをしたらどうですか、と伝えることも考えたかどうかと思いました。以上です。

○鈴木会長

はい、ありがとうございます。それではこのことについて、以上とします。

続きまして、報告事項のウ 太平洋広域漁業調整委員会について、事務局から説明をお願いします。

○池谷主幹

資料7を御覧ください。

3月8日に太平洋広域漁業調整委員会がWeb会議形式で開催され、いとう漁協において高田委員に出席いただきました。高田委員、当日はありがとうございます。事務局からは私、池谷が傍聴いたしましたので、その概要について報告いたします。

太平洋広域漁業調整委員会は、資料Ⅰの概要、1 太平洋広域漁業調整委員会の設置 (1) にありますように、都道府県の区域を越えて広域的に分布回遊し、かつそれを漁獲する漁業種類が大臣管理漁業と複数の知事管理漁業にまたがる水産資源の管理にかかる漁業調整を行うことを目的としています。この委員会は (2) にありますように漁業法第152条が設置の根拠となっています。

また、太平洋広調委は北と南に分かれており、静岡県は太平洋南部会に所属しています。大項目2の広調委の機能は、記載のとおりです。

次にローマ数字Ⅱの報告事項を御覧ください。

第37回太平洋広域漁業調整委員会が令和4年3月8日に開催され、冒頭でも申しましたが都道府県互選委員として、静岡県からは高田委員に御出席いただきました。

今回の議題に沿って報告をいたしますが、まず (1) 太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示については、既にマスコミを通じて情報提供があったので御存知の委員さんもいらっしゃるかと存じますが、遊漁者に対して、30kg未満の小型魚は採捕禁止（全数放流）、30kg以上の大型魚は1人1日あたり1尾までしか保持できず、漁獲報告を義務付けることとなりました。また、遊漁の枠として国の留保枠100tのうち40 tを遊漁に割当て、漁獲の推移を見ていくこととしており、近い将来、遊漁についてもT A C管理を導入していく方向で進めようとしています。

指示の有効期間は令和4年6月1日から令和5年3月31日までで、以上の内容で承認されました。

次に太平洋南部キンメダイに関する委員会指示についてです

が、太平洋広調委指示第41号（案）の前に太平洋南部キンメダイの資源管理の現状について、水産庁は数量管理の導入によるTAC魚種への追加を目指そうとしているが、水産庁と一都三県で議論が噛み合わないため、一度整理する必要があるとの説明がありました。

当委員会は、この数値についての決定をする場ではないため、会長から関係各県の委員に自県の漁模様や資源管理に関する考え方等について意見照会がありました。委員からは浜回りをもう1回やってもらいたいとの要望や漁業者の同意なしにTACにしないことを求める意見があり、水産庁は漁業者の理解と協力を得たうえで進めていきますと回答がありました。

次に2頁を御覧ください。この太平洋広調委指示第41号（案）についてです。底刺網漁業の操業隻数の承認制は、現在、キンメダイの資源管理のため承認隻数1隻で操業しており、本年も引続き同様の内容で承認制度を行う予定です。これは和歌山沖の特定の海域で底刺網でキンメダイをとる漁業の承認に関する指示で、前回からの変更点は日付部分の更新のみです。なお、操業者は1者のみです。

こちらについては、有効期間を令和4年6月1日から令和5年3月31日までの間として現行の指示の内容で更新することとなりました。

最後にその他です。

アの令和4年度資源管理関係予算について、資源調査・評価の充実や水産基盤整備事業、外国漁船対策、水産多面的機能の発揮等を重点的に実施するとのことでした。こちらは別添の資料3に予算概要を添付しておりますので御確認ください。

なお、当日配布された別添資料の説明については割愛させていただきます。報告は以上でございます。

高田委員御出席ありがとうございました。何か補足がございましたらお願いいたします。

○鈴木会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて御意見、御質問がありましたらお願いします。

○高田委員

このクロマグロの遊漁の件ですけれども、これの数量は先ほど

いわれた40トンありきの話で会議が始まりました。これを消化すると禁漁という話でした。それともう一つ、この中で疑問に思っているのが、一人一本ということは、遊漁で行くと、5人乗ってれば5本、簡単に言うと、釣った人を変えれば船で持ってこれるということなんですよ。そうすると、それが良いか悪いか。

これ確か禁漁になる時に、水産庁が遊漁からも報告とっているときに、4月から5月くらいに、長崎から新潟の佐渡の間で10トンの水揚げがあったという報告で、次に6月過ぎにもう一度報告とったら、20トン超えていたということで、漁業生産に影響があるということで水産庁が止めたと思うんですよ。今回禁漁にしたので、6月から遊漁で始めますよという形でこの会議が始まりました。

それとキンメの件ですが、静岡県も一都三県のキンメダイの協議会というものがあまして、その中でやはり、水産庁との意見があってないと。うちの方は何回かやったんですけども、周りの県は完全に反対。うちの県も漁業者は反対、水産庁は浜の意見を聞く、というようなことで、ずっと同じようなことを繰り返しているような状況だと思います。以上です。

○鈴木会長 遊漁のマグロの件に関しては、今思えば私が参加した最後の広調委の時に、遊漁の3団体がしゃべっているのかなと思ったら、これとのつながりですね。

○池谷主幹 今回も遊漁団体から2人来ておりました。

○鈴木会長 このことについて他に御意見ございますか。ないようでしたら、このことについて以上とします。
最後に事務局から次回の開催についてお願いします。

○市川主任 はい、次回開催について御報告させていただきます。次回は6月2日（木）午後2時から静岡県庁での開催を予定しております。
主な議題としましては、諮問事項 まさば及びごまさばの知事管理漁獲可能量の設定について等を予定しております。よろしくをお願いします。

○鈴木会長 次回については6月2日（木）午後2時からということですので、よろしくをお願いします。

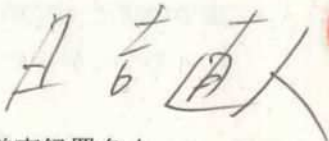

以上をもって、本日予定していた議事は全て終了しました。
それでは事務局に進行をお返します。


○伊藤事務局長 鈴木会長、長時間にわたる議事進行ありがとうございました。
以上で、第22期9回静岡海区漁業調整委員会を閉会します。あ
りがとうございました。

上記議事録の正当なることを認証するため、議長及び議事録署名
人として署名押印する。

令和4年4月27日

議長 鈴木 精 

議事録署名人  

議事録署名人 李銀姫 

(終了 16:00)

